

重要事項説明書

障がい福祉サービス

医療法人 健康会

ヘルパーステーション いしかわ

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護サービスを提供いたします。事業所の指定居宅介護、重度訪問介護サービスの内容及び利用契約上ご注意ください。また、以下のようにご説明いたします。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 健康会
代表者氏名	理事長 石川 繁一
所在地	愛媛県四国中央市上分町732番地1

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所の種類	居宅介護・重度訪問介護
事業所名	ヘルパーステーション いしかわ
所在地	愛媛県四国中央市上分町716番地2
電話番号	0896-58-6022
FAX番号	0896-56-0151
介護保険指定番号	3811300486
事業実施地域	四国中央市
開設年月日	平成29年2月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人健康会が設置するヘルパーステーションいしかわ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とします。
-------	---

運 営 方 針	①事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 ②指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとします。 ③指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。
---------	--

（３）営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日 ～ 土曜日 （但し、国民の祝祭日・年末年始〈１２／３０の午後～１／３〉を除く）
営業時間	月曜日 ～ 金曜日 （８時３０分～１７時３０分） 土曜日 （８時３０分～１２時３０分）

（４）事業所の職員体制

事業所の管理者	森本 美智代
---------	--------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 １名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者	①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画（以下「居宅介護計画等」という。）を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。 ②居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。 ③利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。	常勤職員 １名
従 業 者	①居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。 ②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤換算 ２．５名以上

3 サービスの主たる対象者について（該当する障害種別を記入）

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児（身体に障害のある児童・知的障害のある児童）・精神障害者・難病患者
重度訪問介護	身体障害者・障害児（身体に障害のある児童のみ）・難病患者

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（1）提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

（2）従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス

利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等

- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)

⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他の迷惑行為

(3) サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

■ 障害者の利用者負担

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0 円
低所得 1		市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が年収 80 万円（障がい基礎年金 2 級相当額）以下の方	0 円
低所得 2		低所得 1 以外の市町村民税非課税世帯の方	0 円
一般	所得割 16 万円未満	市町村民税課税世帯	9,300 円
	所得割 16 万円以上		37,200 円

■ 障害児の利用者負担

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1・2	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	所得割 28 万円未満	4,600 円
	上記以外	37,200 円

◆ 利用料金の目安は、次表のとおりです。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	9,210 円	921 円

(身体介護を伴う場合)	通院等介助	30 分未満	2,560 円	256 円
		30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
		2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
		2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
		3 時間以上 3 時間 30 分未満	9,210 円	921 円
家事援助		30 分未満	1,060 円	106 円
		30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
		45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
		1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
		1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
		1 時間 30 分以上 1 時間 45 分未満	3,110 円	311 円
(身体介護を伴わない場合)	通院等介助	30 分未満	1,060 円	106 円
		30 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,450 円	345 円
乗降介護	通院等	片道につき 102 円/回		
重度訪問介護		1 時間未満	1,860 円	186 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
		2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
		2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
		3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
		3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
		4 時間以上 8 時間未満	8,210 円に 4 時間から 30 分増すことに 850 円加算	821 円に 4 時間から 30 分増すことに 85 円加算
		8 時間以上 12 時間未満	15,050 円に 8 時間から 30 分増すごとに 850 円加算	1,505 円に 8 時間から 30 分増すごとに 85 円加算
		12 時間以上 16 時間未満	21,840 円に 12 時間から 30 分増すごとに 810 円加算	2,184 円に 12 時間から 30 分増すごとに 81 円加算
		16 時間以上 20 時間未満	28,340 円に 16 時間から 30 分増すごとに 860 円加算	2,834 円に 16 時間から 30 分増すごとに 86 円加算
		20 時間以上 24 時間未満	35,200 円に 20 時間から 30 分増すごとに 800 円加算	3,520 円に 20 時間から 30 分増すごとに 80 円加算

【利用料の計算】

福祉・介護職員処遇改善加算を乗じて計算します。

※居宅介護/27.4% ※重度訪問介護/20%

福祉・介護職員特定処遇改善加算を乗じて計算します。

※居宅介護・重度訪問介護/5.5%

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を乗じて計算します。

※居宅介護・重度訪問介護/4.5%

令和6年6月より 介護職員の処遇改善による加算が新加算へ一本化するため、

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）を乗じて計算します。（1月につき）

※居宅介護/40.2% ※重度訪問介護/32.8%

身体拘束廃止未実施減算（所定単位数の1%を減算）

虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）

業務継続計画未策定減算（100分の1に相当する単位数を減算）※令和7年4月1日より適用

情報公表未報告減算（100分の5に相当する単位数を減算）

- ◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算/月	2,000 円	200 円	新規契約時及び、2ヶ月間利用なく再開した場合

- ◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算/月	1,500 円	150 円	月1回を限度

- ◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算/回	1,000 円	100 円	月2回を限度

- ◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加算割引	25%増し	25%増し	50%増し

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

- ※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

(4) その他

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合は、その実費を請求させていただきます。 【事業実施地域以外】 1回につき 690円	
・ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ・ 家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費	利用者の別途負担となります。	

(5) 文書料

請求書・領収書の再発行は、1枚50円(消費税別途)頂きます。

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額について	利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上限額が定められており、上限額を超えた部分については事業者が介護給付費として市町に請求することとなっています。 複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上限額管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。
上限額管理について	居宅介護等における利用者負担上限額管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上限額を超えることがないよう事業者ごとの徴収額の管理を行なうことです。 対象者は市町で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。 利用者の希望により、当事業所を利用者負担上限額管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上

	限額管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町に届け出てください。(受給者証に上限額管理者名が記載されます。) 利用者等が上限額管理を行う事業者を選択しなかった場合、上限を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。 また、例えば、利用者がグループホーム又はケアホームに入居されている場合は、グループホーム又はケアホームが上限額管理を行うことになるなど複数のサービスを利用している場合には優先順位が決められていますので、ご注意ください。
利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	利用者負担額及びその他の費用については、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替を原則とします。(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。) (イ)事業者指定口座への振り込み(期日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。) (ウ)上記によりがたい場合はご相談に応じます。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
連帯保証人 について	連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額50万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

6 担当従業者の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当従業者の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 管理者 兼 サービス提供責任者 森本 美智代 イ 連絡先電話番号 0896-58-6022 ウ 受付日および受付時間 月～金 8時30分～17時30分
---	--

※担当従業者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当従業者決定等

サービス提供時に、担当の従業者を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の従業者が交替してサービスを提供します。担当の従業者や訪問する従業者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の従業者を指名することはできませんが、従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。また、従業者が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

- ① 利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとし、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、その原因を解明し再発防止に努めなければならない。
- ② 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

1 1 身分証携行義務

居宅介護等従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 2 心身の状況の把握

指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3 連絡調整に対する協力

居宅介護等事業者は、指定居宅介護の利用について市町又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 4 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護等の提供に当たり、市町、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1 5 サービス提供の記録

- ① 指定居宅介護等の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定居宅介護等の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1 6 苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。また、下記の行政機関でもサービス事業所に対する苦情受付対応を行なっておりますので、ご相談しやすい方法でご連絡下さい。

相談担当窓口	管理者 兼 サービス提供責任者 森本 美智代
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分 から 17時30分 まで (但し、国民の祝祭日・年末年始<12/30の午後～1/3>を除く)
利用方法	電話 0896—58—6022 面接・電話相談

第三者委員会	・高橋 功 (元四国中央市民生児童委員) 58-3001 ・山崎 八重子 (元四国中央市民生児童委員) 56-3304
行政機関	四国中央市役所 (本庁) 介護保険課 (管理・給付) 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電話 0896-28-6025 (受付8:30~17:15) 国民健康保険団体連合会 松山市高岡町101番地1 電話 089-968-8800 (受付8:30~17:15)

17 第三者評価の実施状況

アンケート調査、意見等を把握する取組		あり	
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

2022年10月1日現在

18 家族等の意見調整

ホームヘルプサービス提供に支障がないよう、ご家族間で意見の統一をしておく必要があります。

19 虐待防止に関する事項

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者	管理者 兼 サービス提供責任者 森本 美智代
-------------	------------------------

2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町に通報します。

20 感染症対策の強化

事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行います。

2 1 業務継続計画に向けた取り組みの強化

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画（BCP）等の策定、研修の実施、訓練の実施を行うものとします。

2 2 ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、必要な措置を講じるものとします。

2 3 身体的拘束等の適正化

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附 則

- ① この重要事項は、2017 年 2 月 1 日より施行する。
- ② この重要事項の一部を 2018 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ③ この重要事項の一部を 2019 年 10 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ④ この重要事項の一部を 2020 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑤ この重要事項の一部を 2020 年 6 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑥ この重要事項の一部を 2020 年 9 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑦ この重要事項の一部を 2021 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑧ この重要事項の一部を 2022 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑨ この重要事項の一部を 2022 年 10 月 1 日に改正し、同日より施行する。
- ⑩ この重要事項の一部を 2024 年 4 月 1 日に改正し、同日より施行する。

年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人 健康会
ヘルパーステーション いしかわ
説明者 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者> 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電話番号 _____

<家族代表> 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電話番号 _____
利用者との続柄 _____

<連帯保証人> 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
電話番号 _____
利用者との続柄 _____

個人情報提供に関する同意書

ヘルパーステーションいしかわ

契約書（秘密保持）

第 15 条 利用者を担当する訪問介護員及び事業者が所轄する全職員は、正当な理由がなくその業務上で知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は利用者等の秘密が漏洩しないような処置を講じる。

当事業所は契約書第 15 条を遵守し、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報が第三者に漏れることのないよう必要な措置を講じます。

但し、以下のような場合、円滑なサービス提供が行なえるよう、あらかじめ本書にて同意を頂き、第三者へ利用者及びその家族に関する個人情報を提供する場合があります。

【利用者への介護の提供に必要な利用目的】

- ・ サービスを提供する他の事業所や担当ケアマネジャー、主治医との連携（サービス担当者会議（照会）の実施）。
- ・ 石川ヘルスケアグループ（医療法人健康会、社会医療法人石川記念会、社会福祉法人愛美会）での、医療、介護のサービス提供、連携に必要な情報共有。
- ・ I C T機器を用いた情報活用。（必要に応じ説明を行います）
- ・ 当事業所が作成する広報物、掲示物、ホームページ等への動画、写真の掲載。
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務（レセプトの提出、照会への回答等）。

※ 個人情報を扱う端末（パソコン・タブレット・スマートフォン等）には必要なセキュリティ対策を行います。

上記個人情報提供に関する説明を受け、必要時の個人情報の提供に同意致します。

<利用者> 氏 名 _____ (印)

<家族代表> 氏 名 _____ (印)

利用者との続柄 _____ :

※身体的な事情等により代筆を行なった場合には、代筆者の署名をお願い致します。

<代筆者> 氏 名 _____ (印)

利用者との続柄 _____ :